

整理番号	計調一法申-28
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9284)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	機械室等に関する容積率の特例許可
概要	建築基準法第52条第14項では、同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分（中水道施設や地域冷暖房施設を設置した部分、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に適合した建築物の特定施設の部分等）の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したのものについては、容積率の限度を超えることができる旨が規定されています。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第52条第14項 ・建築基準法第52条第14項許可取扱要綱 ・建築基準法第52条第14項許可取扱要綱実施基準 ・建築基準法第52条第14項許可手続き要領 <p>（上記要綱・要綱実施基準・要領については、計画調整局 建築指導部 建築企画課 窓口にて設置）</p>
審査基準	<p>■中水道施設等の設置に関する許可</p> <ul style="list-style-type: none"> ○敷地面積の規模 住居系地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域 2,000㎡以上 近隣商業地域・商業地域 1,000㎡以上 ○道路幅員 住居系地域・準工業地域 6 m以上 近隣商業地域・商業地域・工業地域・工業専用地域 8 m以上 <p>■バリアフリー新法に基づく許可</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩道の整備：主たる建物の出入口に通じる前面道路に沿って幅員 2.5m以上の歩道を整備するよう努めること。既設歩道がある場合は、既設歩道と一体となった歩道を設け、あわせて2.5m以上の幅員を確保するよう努めること。 ○緑化：敷地内に確保される空地については、建築物と調和した緑化をできる限り施すこと。 <p>上記記載のほか、「建築基準法第52条第14項許可取扱要綱」、「建築基準法第52条第14項許可取扱要綱実施基準」を必ずご確認ください。</p>
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、許可申請書及び添付図書（正副2通）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。
手数料	¥160,000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000455330.html
備考	・事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。